

令和 6 年 1 1 月 1 日
中部運輸局
交通政策部・自動車交通部

トラック G メンを「トラック・物流 G メン」へ改組・拡充し、集中監視月間を実施します ～倉庫業者からも情報収集するとともに、体制を拡充し総勢 360 名規模で対応～

令和5年7月に発足した『トラックGメン』について、物流全体の適正化を図る観点から、「トラック・物流 G メン」に改組し、倉庫業者からの情報収集も行います。体制の拡充も図り、本省・地方運輸局等の物流担当部署から 29 名、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「G メン調査員」166 名を追加して、総勢 360 名規模で、持続可能な物流の確保に向け着実に対処します。

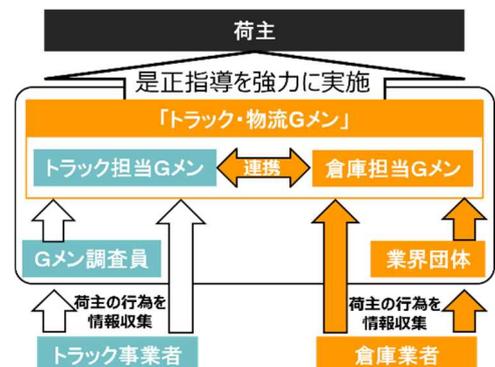
1. 「トラック・物流Gメン」への改組・拡充

- 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して 1,000 件超の是正指導を行うなど、着実に成果を挙げてきている。
- 荷待ち時間の削減等にあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために倉庫業者からの意見聴取や情報収集も必要な状況。
- このような状況を踏まえ、本日11月1日より、情報収集機能の強化を図り物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流 G メン」へ改組し、体制を拡充。
- 具体的には、トラック・物流 G メンへの改組により、倉庫業者からもトラック事業者に対し違反原因行為をしている疑いのある悪質な荷主等についての情報収集を行うようにするとともに、体制について、現行 162 名のところ、地方運輸局等の物流を担当する部署の職員 29 名と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「G メン調査員」166 名を追加し、総勢 360 名規模(357 名)で対応。併せて、倉庫業の業界団体においても情報収集窓口を設置し、地方運輸局等と連携し情報収集を行う。

2. 「集中監視月間」の実施

- 昨年に引き続き、本年 11 月及び 12 月を、Gメンによる**集中監視月間**とし、プッシュ型の情報収集等を実施し、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主等に対する監視を強化します。
- 荷主、元請事業者等に対し、トラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主等が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力量要等の活動を実施します。

■業務フローのイメージ



【問い合わせ先】

中部運輸局交通政策部環境・物流課 担当 鈴木・臼井・服部
電話：052-952-8007
中部運輸局自動車交通部貨物課 担当 神戸・福井
電話：052-952-8037